平成２８年（フ）第２７号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3372番地５
債務者　向山美枝子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月１日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３２号
栃木県小山市若木町１丁目９番31号　大和パーク303号、従前の住所栃木県小山市大字羽川107番地７
債務者　諏訪　佳一
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５１６号
東京都あきる野市瀬戸岡342番地５
債務者　重松　英徳
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８５号
静岡市駿河区桃園町20番18号　リリーグランデＬ320、旧住所浜松市南区寺脇町1290番地
債務者　加藤　公彦
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後３時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８６号
静岡市駿河区桃園町20番18号　リリーグランデＬ320、旧住所浜松市南区寺脇町1290番地
債務者　加藤江利子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後３時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７７号
栃木県宇都宮市石井町2828番地１、前住所神奈川県相模原市緑区下九沢1558番地　上中ノ原団地７―106
債務者　河津　昇子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４１６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町557―102
債務者　藤　　雅憲
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４２７号
東京都足立区江北３丁目22―24
債務者　林　　秀和
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４５２号
東京都世田谷区松原６丁目39―14　第２梅ケ丘ハイム603
債務者　花澤　　司
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４５３号
東京都世田谷区松原６丁目39―14　第２梅ケ丘ハイム603
債務者　花澤　恵子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４７０号
東京都町田市木曽東４丁目11　イ７―407
債務者　山口　淳一
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７号
東京都多摩市愛宕３丁目４番地２―504
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１９２号
横浜市旭区上白根町112番地　市営グリーンヒル上白根３棟704号
債務者　田村　里絵
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９１号
東京都八王子市千人町３丁目10番２号高井荘202号
債務者　尾形　虚美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７４号
東京都三鷹市牟礼６丁目23番３―201号
債務者　奥住　京子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部